

◇ 役員、評議員の報酬

区分	支払根拠	金額
理事長	兵庫県社会福祉法人指導指針に記載の、同規模法人の役員報酬額を参考とし、週4日執務につきその4/5に相当する金額とする。	6,100,000
理事	理事会、評議員会出席一回毎1万円とする。	
執行理事	事業所の管理者を兼務することから勤務実態に応じて、職員給与・賞与等として支払う。	15,000,000
監事	理事会、評議員会出席一回毎1万円、会計監査については3万円、業務監査は一日1万円とする、但し年間20万円を超えない金額とする。	200,000
評議員	評議員会出席一回毎1万円とし、年間30万円を超えない金額とする。	300,000